

平成30年2月14日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel.073-441-3640) 学校人事課 堀本(内3668)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	7
職員等	
計	8

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	8

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある所属長は、部下に対して、机をたたいたり、罵倒していると聞いた。	調査中
②	ある病院は、無資格の事務員が薬の調合、調剤を行っている。	所管課に事実確認を行い、対応するよう指示した。
③	ある県立学校の物品調達を行う際、納品日を偽り、生じた差額で別の物品を納品させている。	所管外であるため、不受理とし、教育委員会に回付した。
④	夫婦で、県庁に勤めていて同じ車で出勤してくるのは、通勤手当の二重取りではないか。	平成29年7月に全庁的な調査を実施した結果、通勤手当について、指摘されているような不適正な支給事例は見られなかった。
⑤	ある課の職員に対し、相談した事案について、わかりやすい説明を要望する。	担当課に、通報者からの要望を伝え、再度説明するよう依頼した。
⑥	県道63号泉佐野岩出線の府県境付近に設置された道路標識のローマ字記載が間違っている。	通報の事実が確認できたので、所管課に修正を行うよう指示した。

⑦	ある出先機関の課長が、個人情報大声で話し、部下を叱責しているのを聞いた。パワハラがおきているのではないか。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、来客者から部下を叱責しているという誤解を招かないよう、声の大きさについて、所属長から注意するよう指示した。
⑧	ある所属長は、自分の感情にまかせて職員を叱責している。パワハラではないか。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの ①④⑦⑧

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの ②③⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	④⑦
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3	②⑤⑥
(3) 調査を継続中としたもの	2	①⑧
(4) 不受理としたもの	1	③

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.12月 ④	ある振興局の女性職員が、セクハラを受けたと聞いた。	調査の結果、女性職員が合意のないまま、強引にキスをされたことが判明したため、当該行為を行った職員を停職3ヶ月の懲戒処分とした。
--------------	---------------------------	---

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

#### (2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県立学校の物品調達を行う際、納品日を偽り、生じた差額で別の物品を納品させている。	調査の結果、物品調達事務は適切に行われていたが、別の物品の納入に際して、誤解を招いたため、当該学校長及び事務長を注意した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ①

---

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

---

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの 1 ①

---

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) 1 ①

---

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

---

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

---

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

---

(3) 調査を継続中としたもの

---

(4) 不受理としたもの

---

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。